INTERVIEW

愛知県弁護士会会長
蜂須賀　太郎氏

1984 年、司法試験合格。85 年、名古屋大学法学部卒業。87 年、司法修習修了裁判官任官、東京地方裁判所判事補。93 年、弁護士登録、蜂須賀法律事務所開設。

市民のためのより良き弁護士会に
コロナによる弱者の救済が急務です

新型コロナウイルスによるパンデミックに加えロシアのウクライナ侵攻、地球環境問題など人類的危機はわれわれの生活にもさまざまな影響を及ぼす。そんな状況下、愛知県弁護士会の新会長に蜂須賀太郎さん（61）が就任した。基本的人権の擁護・社会正義の実現は民主主義社会の普遍的価値であり、それらを使命とするのが弁護士だ。新会長に就任の弁を聞いた。（聞き手は、塚本隆編集長）

塚本　いきなりですが、ロシアによるウクライナ侵攻について弁護士会としてどんな取り組みをされているのでしょうか。

蜂須賀　国連憲章は「国際関係における武力による威嚇、武力の行使を禁じ」ています。ロシアの軍事侵攻はこの国連憲章に明確に違反しています。当会としては３月２日に会長談話で、日弁連も４日に会長声明で抗議しています。プーチン大統領の核戦力による威嚇にも抗議しています。

――ウクライナから避難されてくる人たちも今後、増えてくるでしょうね。

蜂須賀　そうですね。難民の受け入れ問題についてですが、当地では出入国在留管理局収容所で起きたスリランカ国籍のウィシュマさんの死亡事件があります。入管施設内での死亡事件はこれまでも繰り返されており、原因を究明し、再発防止のための万全の体制を構築しなければなりません。出入国管理及び難民認定法は、期限制限なしの収容が許容される、難民認定される人数が極端に少ないなど多くの問題があります。今回のウクライナから避難される人たちの受け入れを機に、問題解消に向けた議論がなされれば良いと思います。

――会長就任のご抱負をお聞かせください。

蜂須賀　キャッチコピーは「真に市民のためになる、より良き弁護士会を目指す」で、次の４点が基本的な考え方です。まず、社会的弱者とされる市民の方々の人権擁護。具体的には、経済的弱者やマイノリティー、女性や子どもなどが考えられますが、コロナ禍で貧富の差が拡大し、こういった弱者とされる方々にしわ寄せが起き、人権被害が急速に増えてしまいました。こんな時こそ人権擁護の砦である弁護士、弁護士会が真摯に取り組まなければならないということです。愛知県は大企業も多くありますが、中小企業も非常に多くあります。会としては、中小企業に対する支援